

西成区政誌

第一編 大阪市と西成區の沿革

— 難波と大阪 —

西成区の沿革を述べるには、先づ大阪市の歴史から始めなければならない。大阪の地は、古くから難波と呼ばれ、浪華・浪速等の文字をもこれに当てて使用した。「押し照るや難波の国」と万葉集にも歌われている。この難波の起源については、神武天皇が東征の時、備前児島に数年を屯駐して、東方諸国を偵察し、遂に難波が政治上・軍事上、最も緊要な地であることを認められ、ここから上陸しようと企てられたが、敵勢侮り難く、且つは、浪の速きため、紀州路に転ぜられたことは、史上にも明かなところであつて、それ以来「難波」と呼ばれるようになつたものと伝えられている。また足利時代の頃から、大江の坂ともいい、或は小坂、大坂など互用して、「オオサカ」と呼んでいたが、諸事雄大を好む豊臣氏の頃から、多く大の字を用うるようになり、大坂と呼ぶようになつた。坂の字は後年阪に作りかえて互用されてきたが、明治元年からは

必ず阪と書き、現今の二字を使用するようになつた。

昔難波は淀川の河口附近一体の総称であつた。現今の大坂市もその昔は、全く、芦萩の生い茂つた洲渚か、或は小浪ただよう海底であつて、大阪城附近を最北端として、丘陵が海中に突き出ていたので、之を難波の崎といつた。その後河泥の堆積は年とともに加わつて、海岸を埋めて洲渚を作り、いわゆる難波の八十島を作つて、丘陵西北の低地を形成し、一つの要津として、早くから重要視せられたのであつた。今日の大大阪発展の基礎は實にこの低地に築かれたのである。

— 西成の地名

西成の名が史上に現われたのは、ずっと以後の、天平九年で、今から凡そ千余年前のことである。即ち、西成の名は明かに、日本書紀の中に載つている。しかしこれが、どの地域のことを探したものかは明かでない。これは更に延喜時代に至つて、百濟郡と呼ばれるようになつたが、この頃においては、現在の木津・難波・西高津・今宮・勝間等の地域をも総括したものであることが想像し得られる。勿論この時においても、木津や今宮や勝間等という名が、史上に現われてゐるのではない。口碑の一説によれば、木津は推古天皇の御宇廄戸王子が、四天王寺を造営せら

れるに当つて、諸国から多くの巨材を集め、これを海滨に積み置かれたところから、木津の名が起つたといわれている。勝間の地名についても、種々の伝説はあるが、当所は往時は海滨で、古津女浦、又は古妻浦の名があつた。一説には後嵯峨天皇の御宇仁治年中に、里長勝間大連が、この地を開発して移住したところから、勝間の名が起つたものであるといわれている。今宮の地名についても、これが初めて文書に見られるのは、今宮神社に残されている大永二年の神役下知状においてであつて、僅かに四百余年以前のことである。しかし、それ以前のことは全然不明かといえば、必ずしもそうではなく、この辺を津江の庄と呼んでいたが、これも何時の頃から始まり、また何處までいつたものか、その限界も確かではない。粉浜については、ここは上古の住吉津或は津守浦に當るのであつて、平安朝の末期、保元の頃から開発せられ、応保元年（約八百年前）初めて粉浜と称せられたことが、記録に残されている。しかしこれ等の地はいづれも瀬海の一寒村にすぎなかつたことは想像に難くない。今宮町でも、今から五十年前の明治三十年に至つても、人口わずかに二千余に過ぎなかつた。徳川幕政時代古くから勝間千軒の名はあつたが、その実は七八百戸に過ぎず、明治二十四年の記録によれば戸数六百五十・人口二千五百人に過ぎなかつたことが知られる。さらに津守はその昔、木津川尻の洲渚であつて、これが津守新田として開拓せられたのは元祿時代のことでありわずか二百四・五十年前のことである。

三 行政上の沿革

行政上の変遷については、古来国には国司があり、摂津職は一名摂津太夫と呼ばれ、国司中最も名譽ある地位とせられていた。桓武天皇延暦十三年には和氣清麿が摂津職の地位にあり、また建武の頃には河内守楠木正成が、摂津の守護職を兼ねていたことも記されている。戦国時代を過ぎて、豊臣氏の時代となるや、豊臣秀吉は難波津を直属の地として、天正十一年ここに城を築いて周囲を拡張し、生玉・玉造・渡辺を大阪に包囲した。なお、当時はまだ船場・島の内・天満等はあらむね田園或は洲渚若しくは芦原であつたが、ここに河渠を通じて土地を拡め市街を作った。天正十三年には大阪城の外濠として東横堀川が開鑿せられ城下町としての面目を改めた。

豊臣氏亡んで徳川時代となり、徳川家康は元和元年六月伊勢亀山の城主松平忠明にこの大阪城を与えた。秀吉によつて整理せられた市街村落は、慶元両度の兵火の惨害を受けて、市民は四方に避難流離し、全く火の消えたような有様となつていていた。忠明はこの地に封ぜられるや、先づ市街の整理に着手し、市民を呼戻し、伏見より八十余町をここに移住させるなど、着々として復興に努力し、市中及び接続村落の寺院並びに墓地の移転廢合を行い、殊に幕府は修繕奉行を置いて天王寺の再建を始めその他神社仏閣を再興し、市民をして豊臣氏追慕の念を忘れさせ、徳川氏の

恩恵を謳歌せしめることにつとめたため、神社仏閣は旧に復し更に一層の美観を添えるに至つた。また、忠明は、元締衆を置いて町方の支配をなさしめるとともに、地区を整理して、南組・北組・天満組に分つた。これがいわゆる大阪三郷であつて漸次繁栄の基をなしたのである。

元和五年忠明の移封とともに大阪は全く幕府の直轄となり、大阪城をもつて関西の鎮府と定めこれに城代を置いて衛戍の局面を掌らしめ、また別に東西両町奉行を置いて主として市政の方面に当らしめた。町奉行の下に与力同心があり、現在北区に与力町・同心町という名が残つているが、この辺は与力や同心が多数に居住していた所であつた。三郷すなわち、南・北・天満の各組には、町奉行と町人との中間にあつて、相互の連絡をはかるために總年寄を置き、その下に町年寄があり、さらに住民についても町人・準町人・借家人の区別があつて、権利や義務について種々の階級差別を設けていた。一方農村においては庄屋の制度があり、この庄屋は各自の受持区域を定められてこれを支配していた。庄屋の下に村年寄・百姓代があつて俗にこれを三役と呼んでいたが、この制度は永く明治五年まで続いた。

幕府の直轄となつた大阪は政治上の価値を加えて益々発展し、元和五年以後順次西成・東成の両郡より編入して市域を拡め、河川を開らく等市街は長足の進歩を加え、天明二年には六百二十町を数えるに至つたのである。

四 維新後の大阪

徳川幕府は慶應三年十月その政権を奉還し、世は王政の古に復えり、旧幕府の所領地は凡て朝廷の直轄に復した。大阪には明治元年正月大阪鎮台を置き、数日にしてこれを裁判所と改め、同年五月さらにこれを大阪府と改称し府知事の管掌する所となつた。

大阪府が設置せられてから、諸般の制度はつづいて整備改善せられた。明治二年五月従来の三郷を廃し、これを東・西・南・北の四大組に分つて区域を整備し、明治六年には錯綜していた市郡の境界も漸く整理せられた。また、明治六年一月には大阪裁判所を府庁から独立せしめて、市内中之島一丁目に設置し、同七年七月には府庁舎も江之子島に移転した。明治八年四月には大阪府を十一大区に分ち、大阪を四大区としその他の地域を七大区に区分した。西成はその時第六大区に当つていた。同十二年二月には郡区町村編制法が布かれて、四区七郡となり、この時初めて東区・南区・西区・北区と改称せられるようになり、また従来第六大区と呼ばれたこの地域は、西成郡と呼ばれるようになつた。そしてこれと同時に西成郡役所が上福島村に設置せられたのである。

明治二十二年四月市制の施行とともに郡域を脱して独立の大阪市となり、さらに政府は東京・京都とともにこの三都に対し他の小都市と区別して特別市制を布いた。東京・京都・大阪の三市

には市長を置かず府知事をして市長の職務を行なわしめ、書記官をして助役の仕事をさせ、他の府吏員をして市政一般の事務を分掌せしめ、市会議員・市参事会員を市民の公選とした。明治三十一年十月特別市制廢止とともに専任の市長を設け、市民の自治は拡充せられ、市政は着々として強化刷新せられて行つた。その当時市庁舎は西区江の子島にあり、その後明治四十五年五月北区堂島浜通二丁目に移転し、さらに市政の発展に伴い、大正七年六月には当時の工費三百五十万円をもつて、北区中之島一丁目に近世復興式新庁舎の新築に着手し、同十年五月その竣工を見てここに移つた。これが現在の市庁舎である。

西成区となつた旧町村も、旧幕時代はともに徳川の自領に属し鈴木町代官の支配下にあつた。明治に及んで制度の上に屢々改廢があり、數度にわたる行政の変遷を辿つてきた。すなわち、再度の府・県の帰属の変更を始め、明治五年には従来の庄屋・年寄・百姓代に代えて区長・戸長・副戸長を置いた。同八年には大阪府第六大区第一小区に指定せられ、同十二年には西成郡第三分画(今宮)・第四分画(津守)・第六分画(玉出)・第七分画(粉浜)に分画せられ、同十三年には各分画が独立して一村となり、同十七年に至り今宮は第八・津守と玉出は第二・粉浜は第一戸長役場の管轄するところとなつた。明治二十二年四月町村制施行当時の今宮町は西成郡内の今宮村及び木津村の各独立した二村であつたが、大阪市第一次市域拡張により両村は関西線以北の地域を

失つたので、その残存部分を合して一村を設け、今宮村と名づけたのである。大正六年九月一日町制を実施して今宮町と改称した。玉出町も町村制施行に当り、従来第二戸長役場の管轄下につた津守新田と分れ、新たに勝間村の一村を設け、大正四年十一月十日町制を実施して玉出町と改称したものである。津守村も同一戸長役場の管轄下にあつた勝間村と分れ、津守新田ほか二十三新田をもつて川南村を設けたが、明治三十年四月津守新田を残す全地域が大阪市に編入せられたので、津守新田のみをもつて一村を設け、明治三十六年三月まで今宮村と組合村役場を設けていた。粉浜村も町村制施行に当り従来の区域をもつて一村を設けたものである。

五 市域の拡張

大阪市は市制の施行とともに益々発展し、その余勢は附近の村落を市街化せしめて底止する所がない。明治三十年四月には市域の拡張を行い接続せる郡部各町村のうち八十町を編入し、ここに大阪市は五百九十八町となり、人口は七十五万七千二百八十五人を数えるに至つた。さらに第一次世界大戦の影響を受けて大阪市は益々進展し、これに伴い大正十四年四月再び市域拡張を行い、東成・西成の両郡四十四ヶ町村を市域に包含し、人口二百九万を有する東洋第一の大都市となり、愈々ここに今日の大大阪市を形成するに至つたのである。随つて行政区も従来の四区制を

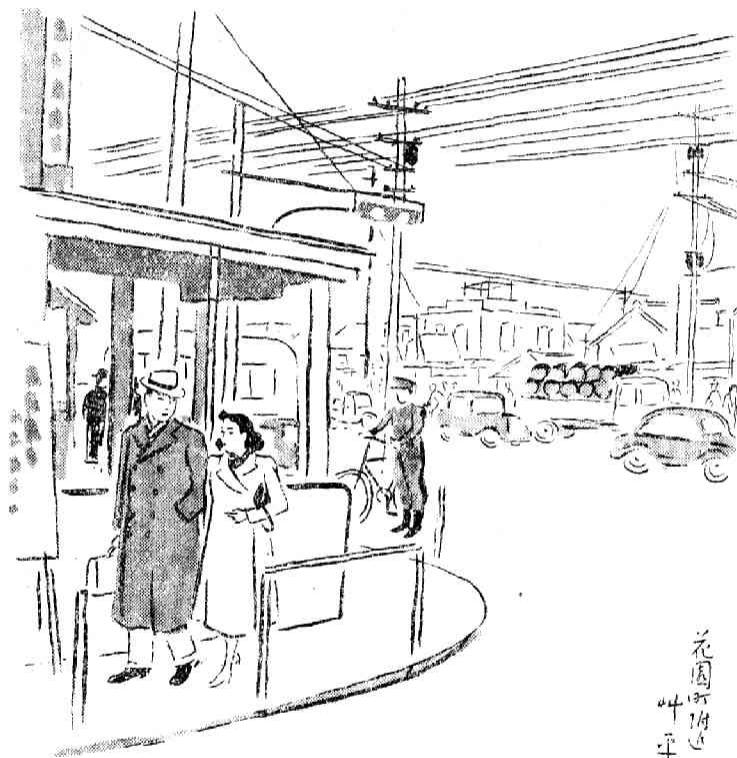
廢して新たに東・西・南・北・此花・港・浪速・天王寺の八区を設置し、新編入地域を西成・住吉・東成・東淀川・西淀川の五区となし、十三区を算える状況となつた。そしてこれが大阪市にむける西成区の誕生である。当時の西成区は今宮・玉出・粉浜・津守の四ヶ町村を合せて一区としたのであつた。しかし現在の西成区は、その後昭和十八年四月大阪市の分増区に当り、本区の南部粉浜地区を住吉区に譲り、これに代えて東部の山王・天下茶屋地区を住吉区から得て、面積七・四一平方糎、人口二十万五千の新しい行政区を形成したのである。

六 戦後の西成区

日華事変を契機として、日本の経済は自由経済から漸次統制経済に入り、製造工場等の地方分散によつて、大阪市の占める経済的地位は著しく低下した。加えるに太平洋戦争に入るとともに市民の疎開が強行せられ、遂には戦火を蒙り莫大な損害を受けた。西成区においても開・北津守・長橋・萩之茶屋・岸里・千本・天下茶屋・玉出等その四分の一が戦火を受けて焼失した。かくて人口は八万八千余に激減し区勢も著しく衰頼した。

しかし終戦後五ヶ年、大阪市の復興も漸次向上するに伴い、当区の復興もめざましく、各種の商工業も一大飛躍をなしつつある。これを昭和二十五年国勢調査の結果によれば、世帯数三万

七千六百六十八を数え、人口は十五万一千五百九人に増加し、戰前の凡そ七〇%の復旧を遂げた
といふことができる。



花園町附近
市平

第二編 土地

一 概況

本区は大阪市の南部に位し、東は阿倍野区・南は住吉区・北は浪速区に接し、西は木津川を隔てて大正区と相対している。

大正十四年四月一日大阪市第二次市域拡張により西成郡の南部四ヶ町村（今宮町・玉出町・粉浜村・津守村）をもつて、その区域として発足したのであつたが、昭和十八年四月一日実施せられた分増区によつて、本区の区域は一大変革を加えられた。すなわち住吉区の一部（山王町一丁目から四丁目まで、天下茶屋一丁目から三丁目まで、松田町一・二丁目、聖天下一・二丁目、天神ノ森一・二丁目、桜井町の一部及び北加賀屋町の一部）が本区に編入せられ、本区からは都市計画道路平野柴谷線以南の辰巳通一・二丁目の一部、粉浜東之町一丁目・粉浜中之町一丁目、浜西之町一丁目の各一部を残した残部及び津守町の一部が住吉区へ編入せられたのである。

本区は大阪城から南につらなる難波丘陵の西端部に属し、地勢はおもむね平坦で、また低地である。ゆえに西部津守方面は大阪市標水位（東京湾中等水位から一メートル四五を減じたもの）から

高いところでもわずかに〇・九米程度の低湿地であり、新区域である北加賀屋町及び桜井町方面も、また同様である。ただ住吉区から編入せられた、いわゆる難波丘陵沿いの東部地区はおおむね高燥で、阿倍野区との境界附近の最高地点は一七・七米、最低地点は相生通・天下茶屋附近の四メートル斜面をなしている所が多い。なお本区の東西の距離は二・七三糠（極東山王町一丁目・極西津守町落合上ノ渡木津川流心）、南北の距離は四・二七糠（極南津守町南端都市計画平野柴谷線と、十三間堀川との交叉点）で、その面積は七・四一平方糠である。

上古の本区は住吉浦或は、津守浦と称せられた瀬海の地に属し、おおむね河川から流出する土砂の堆積により露出した海底が、次第に寄洲となり、洲渚となつて、ついに陸地と化した地域で、干拓の始められたのは今から七・八百年以前のことである。特に津守方面は約一百五十年以前すなわち、元禄年間に新田として開拓せられた農耕或は漁撈の一寒村であつた。

その後たゞやまとなる農耕地の開拓は、本区を中心とする南北につらなる広大な一大農耕地の出現を見るに至り、畠場八ヶ村の称さえ生ずるに至つた。

しかしながらこの農耕地も明治中期の頃から人口集中の影響を受け、年を追つて住宅地が増加し、明治三十年の四ヶ町村の人口約九千・戸数約千四百も大正十四年四月には人口約十二万・戸数三万となり半世紀を俟たずして、近代都市化し住宅地帯・工業地帯・商業地帯と大別せられ

るに至つた。現在農耕地として昔の跡を残しているのは、わずかに十三間堀川以西の工業地域でその他はみるべきものは殆んどない。今民有地の総面積に対し宅地面積の割合をみると昭和十三年七三%・同二十年七六%・同二十五年七九%となつてゐる。ちなみに本区の総面積に対し耕地面積の割合はわずかに一四・一%で、田地六十八町三反三畝・畠地三十七町五反五畝である。

一 都市計画事業

本市の都市計画は昭和二十年十二月三十日閣議で決定した戰災地復興計画基本方針と同実施要綱にもとづいて、従来の都市計画を再検討して樹立されたもので、都市計画法・特別都市計画法土地区画整理組合法に則りその事業が遂行されている。

本市の都市計画による地域の指定は大正十四年四月決定されたものであるが、極めて不充分であつたので、昭和二十二年十二月二十八日本市に隣接している堺・布施・吹田を一連としての新たな総合的地域の指定が決定されたのが現在の指定地域なのである。

本区の指定地域は、十三間堀川以西全部を工業地域に、中央を未指定地域に、東部を住居地域に分ち、北東部の一角及び東南部の一隅を商業地域に指定されている。その面積は住居地域四十九万六千百三坪（指定面積の百分比二三・〇）、商業地域十四万五千百九十八坪（同六・七）、工

業地域六十三万五千二百四十九坪（同二九・四）・本指定地域八十八万三千二百九十八坪（同四〇・九）・計二百十五万九千八百四十八坪（同一〇〇）である。

三 戦災土地区画整理事業

本市においては戦災地の復興事業として、昭和二十一年九月四日内閣の認可を得て、同二十一年度から八ヶ年継続事業として、戦災地とこれに接続する周辺部の地域を加えた約千八百五十万坪の土地を対象として区画整理を行うこととなつた。

この区画整理事業は復興計画の根幹をなすもので、その内容は測量・清掃・整地・鉄鋼鉛屑等の回収・障害物の除去・換地処分等であつて、土地の利用価値向上と併せて交通・衛生・保健等を総合的に考え、道路幅員は最小六米とし、これを四十米ないし八十米間隔に配置するほか、公園は整地面積の約五%を確保し、また墓地や不要な河川の整地を実施するとともに学校敷地その他公園用地の適正配置を目標としているのである。

この計画は昭和二十三年度後半に至つて国家並びに地方財政窮乏のため、已むなく緊急を要する戦災地である約一千万坪を第一期事業として継続施行し、爾余は第二次計画として考慮せられることとなつた。

本区内における土地区画整理事業の面積は萩之茶屋地区八万九千七百六十四坪（区画整理面積の百分比二一）・天下茶屋地区十六万二千四百八十坪（同三七）・玉出地区八万二千二百坪（同一九）・元木津地区十万六千坪（同二三）・計四十四万四百四十四坪（同一〇〇）で、萩之茶屋・天下茶屋・玉出の各地区はすでに換地を終了し、元木津地区は近く着手せられることとなつてゐる。なお津守方面は津守土地区画整理事業組合がその執行に当つてゐる。

四 緑 地 計 画

本市の緑地計画としては昭和二十二年一月十四日内閣の認可をうけた都市計画公園大小併せて百十二ヶ所（八・二八平方糸）がある。その数・面積・配置・連絡・機能をひとまとめて有機的組織として計画されている。このほか小公園として戦災土地区画整理により保留されているものと、土地区画整理事業組合保有のもので新たに公園敷地として開放されるものとがある。

本区内の都市計画公園の予定地としては北加賀屋公園（桜井町・津守町）の三千七百二十坪・玉出公園（玉出新町通二丁目）の八百四十七坪・西成公園（梅通四・五丁目、梅南通四・五丁目、松通五・六丁目）の一万四千三百九十九坪・津守公園（津守町）の三千六百九十一坪がある。また戦災土地区画整理事業に附帯して設置せられるもので、今確定している小公園は萩之茶屋地区的

六ヶ所四千七十坪(区画整理面積の百分比四・五)・天下茶屋地区の四ヶ所六千六百二十坪(同四一)・玉出地区の四ヶ所六千八十八坪(同七・四)・計十四ヶ所一万六千七百七十八坪で元木津地区は近く決定せられる予定である。

五 街 路 計 画

街路は都市の骨格をなすもので、その機能と重要性に応じ幹線街路とその他の街路に区別されている。本区に関係ある幹線街路は次の通りである。

街路番号	名 称	幅員(米)	経 路
二〇 石 岩	尼崎堺線 加島天下茶屋線 難波住吉線	三〇 三〇 三〇	佃一丁目—西野田—芦原町—堺 加島町—中津浜通—福島—天下茶屋 難波—大國町—西住之江町
二一 堺	尼崎平野線 津守阿倍野線	三〇 三〇	佃町六丁目—春日出—阿倍野橋—平野 津守町—阿倍野斎場前
二二 柴谷	木津川平野線	三〇	津守町千本松渡—松虫通—平野
二三 堺筋	柴谷平野線	三〇	平林南之町—辰巳通—中野町—平野
二四 元 無	木津川平野線	三〇	北浜二丁目—惠美須町—粉浜東之町—一丁目

六 地盤沈下の問題

大阪地方の地盤の軟弱な地点の沈下は明治中期から問題となつてゐたのであるが、一般に社会の関心をひくようになつたのは、昭和九年の関西大風水害以降のことである。

この地盤沈下は昭和三年以来急激に目立つてきしたもので、それまでは年々等速の沈下であつたらしく、昭和三年頃から同十五年頃までを沈下の最盛期とし爾後はその速度を減少し昭和二十年に至り殆んど終息したのであるが、最近また沈下をはじめているのである。殊に大阪湾に面している此花区・西淀川区のごときは近年の沈下量年十五釐以上に及んでゐる所もある。この沈下の問題は本市の復興計画と密接不離の関係を有するもので、各方面から重大な関心がはらわれているのである。

地盤沈下の人為的原因としては地下水の使用による沖積層中の粘土層の収縮が挙げられてゐる。すなわち、昭和三年以降の沈下速度増大期に入る前後である大正の末期から昭和の初期にかけては、鑿井が盛んに行われ地下水が大量に使用されたのである。大戦末期の工場分散等による地下水使用減少の時期には地盤沈下も地域的沈下期に入つてゐるので、一応これにより地下水使用と地盤沈下とは関連性のあることがうなづかれるのである。

七 防潮対策事業

本市内の低地区においては、過去年々大潮時・大雨時或は台風の季節になると少なからぬ浸水被害があつたのである。

これに対する有効適切な対策の確立は古くから要望されていたが、応急の簡易な防潮堤を水際線一帯に設けるか或は盛土して嵩上するかの策しかなかつたのである。現在行われているものは大阪港の修築工事に併行して、港湾河川の浚渫拡張によつて生じた土砂をもつて、盛土工事が港区の土地区画整理事業として進められているのであるが、昭和二十五年九月三日のジェーン台風による高潮の被害は全市域の二一%に及びその滞水が十余日に及んだ所もあつたので、その被害は實に激甚を極めたのである。

これがため本市においては恒久的大規模な高潮対策事業の計画に着手し、過去の高潮である昭和八年九月の二・四五米、同九年九月の五・〇〇米、同十九年九月の二・八七米、同二十年九月の二・九〇米、同二十五年九月の三・三〇米等を基礎として、防潮堤百糎、これに伴う排水施設十四ヶ所及び臨港地帶の六・六平方糎の盛土、その他橋梁嵩上・樋門築造等が計画されたのである。その工費も百二十億円に達し、施設区域も西淀川・此花・福島・港・大正・西・北・東淀川・浪速・西成・住吉の十一区の広範囲に及んでいる。

本区内における防潮対策としては、十三間堀川の堤防の増嵩並びに木津川東岸の防潮堤を築造

せられることとなつてゐる。すなわち、木津川東岸の堤防はO.P.五米の高さとするとともに、その天端幅員を六米に築造し、また、十三間堀川の西岸の堤防をO.P.三米半の石垣護岸とすることも、その天端幅員を四米に増築し、さらに下流木津川えの出口に樋門が設けられるのである。この工事は凡そ三ヶ年の継続事業として施工せられる予定である。

八 津守町町名地番の改正

津守町は面積五百万五千四百坪あり、東西はわづかに六七丁に過ぎないが、南北は一里八丁余に及び、その形は恰も帶状をなすところの広袤たる地域を占めている。ところが、この地域は未だ区画整理が行われず、地番はすでに千百番以上に及び、しかも之が枝番に分れて全く錯綜した状態にあつたため、行政上にもまた、社会生活上にも甚しく不便を來していたのである。こうした不便な状態にあつたため自然地元においては北津守・津守・南津守というように、通学区域が定められ、行政上その他凡ゆる場合にこれに準拠するようになつてゐたが、根本的な地番の整理には未だ手がつけられていなかつた。そこで昭和二十五年度に入り市はこれが地番の整理をすることを計画し、地元関係者の意見を求める種々調査の結果、南北に縦貫する電車線路を境界として大体東西に二分し、東西は各々北より八丁目に区画し、さらに新たに番地を整理することと定め

これを昭和二十五年十一月二十八日の市会において決定し、同二十六年一月十五日告示の上実施することとなつたのである。

九 土地区画整理委員会

大阪特別都市計画事業復興土地区画整理は昭和二十二年二月二十日内閣總理大臣の決定を経たのであるが、整理施行者（大阪市長）の諮問機関である土地区画整理委員会は一施行区ごとに組織せられることとなつてゐるので、本市においても全市一施行区の関係上一委員会が組織せられることがとなつたのである。しかしながら本市のごとき整理区域の千六百万坪にもわたる広汎なところでは、業務の遂行に著しい支障をきたすので、特別都市計画法により整理施行者は必要あるときは委員会の議を経て部会を設け、整理施行者の定める区域について委員会の権限を行わしめることができるとともに、部会の意見をもつて委員会の意見となすことができることとなつてゐるので、市に委員会を設けるとともに、土地区画整理地区を中（東・西・南・天王寺・浪速の五区五・七三一・三〇〇坪）、東（旭・都島・城東・東成・生野の五区二・三一四・二〇〇坪）、西（此花・港・大正の三区五・〇二三・二〇〇坪）、南（阿倍野・西成・東住吉・住吉の四区一・二九五・二〇〇坪）、北（大淀・北・福島の三区四八九・八〇〇坪）、淀川（東淀川・西淀川の二区一・

二二七・三五〇坪）の六地区に分ちそれぞれの地区に委員会を置くとともに各行政区（城東・旭区で一部会・阿倍野・住吉・東住吉区で一部会）ごとに部会を設けることとなつたのである。

本市においては昭和二十二年の初めから本委員会の委員選挙に関する諸般の準備を進めていたのであるが、同年七月十日これが執行の公告をなしたのである。

しかしてその委員の選出は土地所有者の選挙する委員と借地権者の選挙する委員とに分ち、その割合は両者の比例によつて定めたのである。当時の全市の有権者数は土地所有者の有権者数三万八千二百四十六人・借地権者の有権者数一万六百六十三人で、計四万八千九百九人であつた。したがつて土地所有者の選挙する委員数は百五十四人・借地権者の選挙する委員数は三十八人で、計百九十二人となつたのである。

本区における土地所有者の有権者数は千五百九十三人・借地権者の有権者数は百九十八人で、計千七百九十一人であつた、したがつて土地所有者の選挙する委員数は十五人・借地権者の選挙する委員数は二人で、計十七人となつたのである。

本区においても大阪市の選挙執行公告日である昭和二十二年七月十日に西成区部会の選挙を執行したのであるが、その結果土地所有者の部では圓尾正太郎外十四人、借地権者の部では須藤一雄外一人が当選し、補充員としては土地所有者の部では丸本利治借地権者の部では斎藤順次

郎が決定したのである。その後土地所有者の部である佐々木一秀死亡のため、昭和二十五年十一月二十日丸本利治をもつて委員に補充した。

本区の部会は昭和二十二年十月十五日第一回の部会を開会し、部会長並びに部会規則を決定し爾来十五回にわたる部会を開会している。そのうち萩之茶屋附近の換地予定地の指定は昭和二十四年六月十日、天下茶屋附近の換地予定地の指定は同年七月十三日、玉出附近の換地予定地の指定は同年十二月七日各々深重審議の上大阪特別都市計画事業復興土地区画整理南土地整理施行者である大阪市長に答申されている。

一〇 木津川並十三間堀川防潮堤完成促進期成同盟会

本区の内津守地区一帯は大阪市標準水位から一米に足りない低湿地なので、徳川時代は勿論のこと、近年に至りても昭和九年の室戸台風の大損害を始め、同十九年・同二十年にも水害を被り、同二十五年九月三日のジェーン台風に至つては、これまた甚大なる損害を被つたのである。

かねてから津守住民のなかには、この水害の襲来することを恐れ、殊に地元の北・中・南津守地区日赤奉仕団員並びに民生委員等の有志が中心となつて、十三間堀川の改修と堤防の地上げを市当局に陳情していたのであつたが、その矢先きに今回のジェーン台風の襲来をみたので、これ

がため地元では将来再びこの惨害を繰返してはならない、また特にこの津守地区に存在する生産工場を防衛しなければならないという立場からも、是非水害対策を立てなければならぬとして昭和二十五年十一月ここに「西成区木津川並十三間堀川防潮堤完成促進期成同盟会」の結成をみたのである。ことにこれは単に津守地区だけの問題として任すべきではなく、西成区全体の問題として強力に進めなければならないというところから、区民全体から会員を募つたのである。

勿論今回のジェーン台風については、被害地区は大阪府全域に及び市域の防潮対策事業に要する経費も百二十億円に上るといわれている。このうち西成区津守地区についても木津川防潮堤の築造工事費として凡そ二億円を要し、更に十三間堀川の改修並びに樋門工事費として一億円を要する見込である。木津川防潮堤工事は大阪府が担当し、十三間堀川の改修とその川口に樋門を設置する工事は大阪市が担当することとなり、この工事は昭和二十五・六・七年の三ヶ年継続事業として施工せらることとなつてゐる。

このように一応の計画は立てられたが、地元としては一日も早くこれが実現を図らねばならないというのがこの期成同盟会の目的とするところである。これがため役員・幹部は熱心なる運動をつづけ府・市当局と接渉を続けてゐる。